

一九六〇年第一回官野津村議会臨時会之議録

一九六〇年四月十三日第二回官野津村議会臨時会之議録
 議に招集した。

三 出席議員は次の通りである

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
一	岸本利美	八	知花公大	五	天久盛雄
二	伊佐真一	九	米須清祐	六	当山伸太郎
三	佐喜真慎祐	一〇	伊本公重	七	安次富盛信
四	中山勝豊	一一	花成清善	八	稻嶺盛三
五	中山勝豊	一二	中里幸助	九	柳原公貴
六	安里長朝	一三	松本利直	一〇	柳原公貴
七	峰岡健一郎	一四	山本朝徳	一一	

三 不在出席議員は次の通りである

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
一	仲村春公	九	米須清祐	八	稻嶺盛三
二	岸本利美	一〇	伊本公重	九	岩里敏行
三	佐喜真慎祐	一一	伊里幸助	一〇	柳原公貴
四	中山勝豊	一二	松本利直		
五	中山勝豊	一三	天久盛雄		
六	安里長朝	一四	当山伸太郎		
七	峰岡健一郎	一五	安次富盛流		
八	知花公大	一六			

五、大井村自治法第大十二條の規定により、会議事件説明のため出席した者、次の通りである。

議席	氏名	議席	氏名
三番	伊佐 真一	番	范城 清善
四番	山本 朝徳		

大井村自治法第大十二條の規定により、会議事件説明のため出席した者、次の通りである。

職名	氏名	職名	氏名
村長	村香 勝	収入役	松本 義徳
助収入役	尾原 莫徳		
	澤田 善一		

七、本議会の書記は次の通りである。

職名	氏名	職名	氏名
書記長	松川 公義	書記	照屋 毅

八、会議事件は次の通りである。

決議案第ニ号	石川町セツト地盤落着事故に付する、貸金及び損害賠償金の早期支拂に付する要請決議について
決議案第ニ号	旧倉庫会社跡附近の軍用地解放促進要請決議について
決議案第四号	ミヤウシホウ持分につき新規持収反村決議について
決議案第十号	貸付金積立金の処分について
決議案第十一号	八ヶ岳年度延滞滞村税入歳出追加更正算について
決議案第十二号	上水道資料供給契約の結成について
諮問第一号	郡市計画の指定を要する事について

九 議事日程は次の通りである(書記をして朗読せしめた)

日程第一 決議案第三号

決議案第五号

決議案第四号

決議案第十二号

決議案第十号

決議案第十一号

諮問第二号

十 会議の顛末

議長 出席二百名であります

本日を持て招集された第二回臨時会を開会致します

(午後十二時二十五分)

議長 お諮り致します。会期は本日一日(四月十三日)といたしたのと思っております

が御異議ありませんか

異議なしと呼ぶ方がありません

御異議ございませんので、会期は本日一日(四月十三日)と

決意致します

議長 議事日程表についてお諮り致します

十九 番

日程第五 決議案第十一号と 決議案第十二号と関連致しますので

決議案第十二号を日程第三 決議案第十号を日程第四にした

議長

唯今の日程変更は御異議ありませんか

異議なしと呼ぶ方がありません

議 長	御異議がございませうであります。議案第1号を議案第1号 の前に持参行くことに致します。
大 番	会議録署名議員の決定方法についてお諮り致します。 会議録署名議員は議長に指名し、新議を提出します。 賛成と呼びがわあり。
議 長	大番議員より、会議録署名議員は議長に指名し、新議が おそれ所定の賛成者がありましたので、新議は成立して お諮り致します。新議の通り議長指名と決定し、御異議あり ませぬ。
全 員	異議なしと呼びがわあり。
議 長	御異議がございませぬと認め、会議録署名議員は議長に 指名し、新議を提出します。
議 長	二番議員 阿村春夫 九番議員 山本敏行を全 会議録署名議員と決定致します。
副 議 長	副議長と交代致します。二番議員 阿村春夫を副議長と 決定致します。
議 長	日程第1 決議案第1号 石川前セツト 控室落事故に対する 見合ふに損害賠償及び早期支拂に關する要請決議を議 案と致します。
議 長	書記として朗読いたします。
議 長	提案者の御説を願います。

二〇番	参考資料添附してあります。額において多大な相違があります。此の問題については立法院でも特別委員会を置いて接洽していただく進まない。中野議長会でも、全球的なものであろうと取り上げておられる。文書の件でなく、時期的にもおられておらず、直接行った。立法院の税関地の民主団体もピックアップする。村議会においてやる必要がある。額の差もアメリカの法律にあつておられて進められておる。アメリカに誠意がある。
大番	当然であると思つた。我々の場合には旧倉庫会社の解散も夫々の問題にならぬと思つた。
副議長	暫休願致します。(午後二時四十分)
一五番	合理的基準について、米国の判決が、申請者の額をいふか、被疑者が納得の額の解決を良しと思つた。
一四番	米国の法律的に出した額に納得しない意味か、又日本法にどう額との相違があるか。
一三番	高き安しでは人の生命の額が決められたいと思つた。
一二番	二万ドル以上の話もあるが、個々の内容で二四〇〇ドルの額もあるが、その根拠は。
一一番	水門方式の法律でいわれておられる話。
一〇番	三ヶ請求額は損害賠償の法律によるものか、その根拠は。
九番	申請者の基準は、個人の任意である。
八番	基準は、ある学童が大正半生おする場合は、資金で計算される。

シロ	番	七明記の方が良い。そこで三段階の方法での処置も必要である。 喜多平の航空隊の極地の事故としてかたづけられては困る。喜多平の 航空隊のみの委員会を設けた事もあろうが、全体的にやるべきの 音である。
ハ	番	普通の事故ではないか。その点を考慮してその文の作成であらうか。
シロ	番	勿論そうである。
シロ	番	根拠は三三の委員会が出来たという話を良く聞くが、立法院と して何故今までやらなかったか。お分りでしたらう。
シロ	番	委員会を招集とやらべきで、口先、各機関を集めて強々やらべきでは 朝鮮におおのそ人の女性のメルカリ事件で、これは死に等しい事でも 三万ドルを要求して二万ドルを折れておろすが、米国の法の根拠は、
シロ	番	要する額が三万ドルで、三万の交付、証はあろうか。根拠は三三の 立法院の特別委員会でもその問題は進まないと、何の分り切れない 感じ向が、その点に付いて、
シロ	番	一万五千ドル以内であれば出来るという事であるが、金額の大小は とも出来ると思おう。立法院の資料をだして、オセロへまと思おう。
シロ	番	立法院の動向は、顔の大きき商標で、請求との差が大きい オセロと大か。
シロ	副議長	暫休總致します(午後七時九分)
シロ	〃	会議を閉じます(午後七時五分)
シロ	番	合理的な基準に付いては、基地から来たものであろうか。
シロ	番	事故当時日本と主として大まかに夜警音と呼んでおろすが、その如

果はどうか

二〇 審

賠償の英で日本と土にうたえろと云うことはどうかと思ふ

この問題はあくまでも米國に責任を付たすべからず

その後の具体的問題につてよく分りませぬ

副議長

大体質問が終つたようであるから質疑を打ち切り討論に入らばと思ふ

ますりんががですか

質疑ありと呼ぶが有り

御異議がなければ、本案について質疑を打ち切り討論に入ります

一三 審

事故發生當時 議會は開会中であり、予期せぬ兵隊の悲劇、痛憤に堪へず、せまき事態を感ぜられたる者

石川市当局議會に對し、今後の処置に拂方を誓うと電を打し

蒙に備つて、ラヂオ等から、遺族の悲しみを聞き、悲愴に絶えなからば

その後で抗議文を呈つたが、未だ未解であり、米軍の責任を

感ぜ、立法院の懇願心もあらうし、あの當時を思ふと、一日も早く

解決しなされたいと思ふ

朝鮮のマルボト不事件で、一万ドルもあつたことは、兵隊運動の結果

果であり、沖繩でも立法院の入りたるは、米軍の処理に早急

に進められたら、東京に賛成致します

副議長

暫休懸致します(午後一時三十分)

會議を再開します(午後一時三十分)

一 審

この事故で、實際に写真を見て、ケロイドのひどい状態である中頭

骨折がスライドされて、米軍に見せられた

副議長	日糧第ニに追加するに異議ありませぬか 異議なしと呼ぶあり
"	御異議がござらう下、日糧第ニ決議案第四号も追加するに致す下
"	日糧第ニ決議案第四号、旧倉糧会社跡附近の軍用地解放促進要請決議案と上掲致します。
"	本案については質疑を省略して討論に入ります。
番	第ニの題目中、質疑を省略したく下、一歩一歩進展をあり現地部隊の話しもあり込むことにて賛成致します。
	文面は事務局にのりすことにて、議長副議長、村長で早速に解決する様う、高等警察官宛に提出さるう下。
副議長	新撰致します。(午後五時七分)
"	公議を聞きます。(午後五時三分)
"	その日、文面は事務局、提出は議長、副議長、宛先、高等警察官に御異議ありませぬか。
"	全員異議なしと呼ぶか。
"	御異議がござらう下、全案一致で決議案第五号、倉糧会社跡附近の軍用地解放促進要請決議案を可決と致致します。
"	日糧第ニ決議案第四号、ミサイル、ボム持込による新規接收反対決議案と上掲致します。(午後五時)
"	書記をして朗読せしめます。
"	提案者の御説明を願います。
〇〇番	それらについては新撰を良しと思ひますか。提案者が白紙の上止りませぬか。

	<p>ボックはミヤイルをカバリーするもので、固直とてなく、相動性を持たせ たのである。セツの基地では、津羅所衛と不足である。</p>
	<p>接收には、大分降の予定。出来たら山を引用するが、やむを得 ない時は新地を得るが、相償は充分やると。</p>
	<p>ミヤイルも反対と、四則の英で趣旨は統一されておる。その阻止の 英では各派の房が相違する。それは今迄の問題で、議案とし ては反対の趣旨を決定したい。文面は圧縮とあるが、休憩して 文面と英の議案の意志決定をしておきたい。</p>
<p>副議長</p>	<p>本業の質疑に入ります。</p>
<p>八番</p>	<p>提案者の説明で趣旨はよく分るが、テレビでミヤイル、ボックの 必要性を宣傳しておろす(読者ように)と、それについてどこから報道を しておろすか、その考では政府でやる店と思ふが、</p>
<p>ニ〇番</p>	<p>又四原則の英だが、その後の四原則はどう変更して来たか、 民間情報報録から、私も見た。理解する意味であると思ふ。</p>
	<p>四原則は別に決まっておる。</p>
<p>ハ番</p>	<p>四原則は一花押の阻止であり、今は受けておろすが、 おろすのも四原則は変更をいと思ふ。</p>
<p>ニ〇番</p>	<p>おろすのも四原則は変更をいと思ふ。</p>
<p>副議長</p>	<p>暫休懇致します(午後七時四十分)</p>
<p>〃</p>	<p>会議を閉じます(午後七時四十分)</p>
<p>ニ番</p>	<p>この文種は承考にしたい。</p>
<p>ニ〇番</p>	<p>承考にしたい。刑の事で、承縮とある。</p>
<p>〃</p>	<p>承考にしたい。</p>
<p>〃</p>	<p>承考にしたい。</p>
<p>〃</p>	<p>承考にしたい。</p>

二〇番

入つておいた。...

二〇番

五年の土地収買法と二〇番議員は補充員とありその結構

二〇番

この問題が解決出来るかと思ふが...

二〇番

四原則は毎年押でありそれをつくつたか。諮問委員会である。

二〇番

四原則の文面であるが、委員会の形を認められており、決議して

二〇番

も意味はなさかと思ふが。

二〇番

新土地計画は四原則をつくつてはあつたか。その結構で可能か。

二〇番

新土地計画は四原則に基づいておさめたと思ふ。補償の地料に支

二〇番

つたか。支つた長で四原則はつくられたと思ふが。

二〇番

補充員は委員がたつた場合に議会の副議長と同じで

二〇番

ある。諮問委員会の性格は大きくは問題が解決しないか。

二〇番

部分と支つた長を取り上げて行つた所である。私とは別に矛盾し

二〇番

たものでないかと思ふが。

二〇番

大山でも新規接收があつたか。その時は反対したかどうか。

二〇番

大山の場合には賛成したかと思ふが。反対である。

二〇番

原水協が決議してからたつた支つた長は平和の点で、新規接收は今在

二〇番

の問題も含めて提案者も今在反対すると理解と言ふが。

二〇番

そのうちである。一部の地主がどう出るかの事は別だ。住民とし

二〇番

ては常に反対するが、おなじである。又志村の場合も一部くづれた

二〇番

りではおしくくづれたに人がおつたかと思ふが。

二〇番

私がどうかは地主の支つた長を、諮問委員会がどうであるか、はあり

二〇番

かとの支つた長で、諮問委員会として、時に地主に説得すべきと思ふが。

<p>ニ〇 番 社が諮問委員会にあつては不可能と思ふ。理由は、委員が健在であつて、地盤が堅固であつて、我々はこれを呼ぶべきと云ふことが必要だと思ふ。</p>	<p>一五 番 二番議員がどうしように、佐々木論で反対をわらうに、諮問委員会を賛成しようでは困る。</p>	<p>副議長 暫休懇致します(午後一時五〇分) 会議を閉じます(午後一時五分)</p>	<p>〇 全体質問が終つたようですから、質疑を打ち切り討論に入りましたと思ひます。ソレがです。</p>	<p>〇 異議を呼ぶ方がありません。</p>	<p>〇 御異議があつて、質疑を打ち切り討論に入ります。</p>	<p>〇 暫休懇致します(午後一時五分) 会議を閉じます(午後一時五分)</p>	<p>〇 討論を願ひます。</p>	<p>一七 番 原案に賛成。この問題は防衛とは古く、核兵器があり、反対して、わが国が平和主義を盡して、中絶防衛の名目で導入して、わが国が立憲院で取り上げられて、残念なことに琉球政府がやつて、いふことは、どうかと思ふ。</p>	<p>副議長 唯今原案に賛成の意見がおります。外に御異議ありませんか。 全員異議を呼ぶか。 御異議がなければ、全案一致で決議案として、ミヤルホク、持上げによる新規接收反対決議を原案通り可決を議決します。</p>
---	--	---	--	-----------------------------------	---	--	------------------------------	---	--

副議長	議長が発言した議案の審議が終了したので議長が代致します
議長	暫休願致します(午後二時三十分)
"	全議を閉じます(午後三時四十分)
"	日程第四議案(青年育英資金積立金の処分)について 提致します
"	書記をして朗読せしめます(三十分)
"	提案者の説明を願います(二十分)
村長	議案記載した通りですが、三月十九日に成致しており本年 は特に四月三十日までの申込で、現在要中ですが育英金の積 立としてあり、平続しようらしい
一三番	議大に在り留名とあるが、日留の場合あまり貧困では ない場合、その分を議大に手付けすことは出来ず、 理由は議大の方の生徒が貧困の場合である
村長	二月五日頃の役員会を檢討し、二十八日頃にこれを評議員会に進 めたい
一六番	甲山君が居るようだが、村内どうある方法で傳達を居るか
村長	区長会を通じて、各区の自治会のある時はそちらをやる
一八番	今までの質疑がポイントはずいぶん、この問題は当然予想される ことで、質疑を省略したい
議長	質疑と呼ぶものあり
議長	唯今の動議は成致しており、表決に行きます
"	質疑打ちの動議に賛成の方举手願います

議	長	本業、質疑に入りませう
一七	番	唯今の村長の説明は、アノエヨエ事だ、又横断補道も含めて、 資材費九〇〇千の要はどうか。
桑野	長	都中計画のロバン見たいで、多雨の時には水がたまると、 サケ江も出来ぶ、ソウかと、面目にかかろ。
一三	番	お婆様の排水の板で、水が流れて、ソウが、見ました、 トオソ、ソウ、出来う、正木材も使用して、ソウにして、 サケ江の、排水、資材、が、あり、ソウ、ソウ、ソウ、ソウ、 トオソ、ソウ、出来う、正木材も使用して、ソウにして、 サケ江の、排水、資材、が、あり、ソウ、ソウ、ソウ、ソウ、
村	長	琉球政府を順番と、木の、分ち、ソウ、ソウ、 谷風、ソウ、取り、消、ソウ、ソウ、 事、で、決定、ソウ、ソウ、
一七	番	上原の排水は、五平線、 桑野、長、 ソウ、ソウ、ソウ、ソウ、 ソウ、ソウ、ソウ、ソウ、
一〇	番	政府の、義、入、文、付、 義、入、文、付、は、ソウ、ソウ、 ソウ、ソウ、ソウ、ソウ、
村	長	水道の補助金は、 水道の補助金は、 水道の補助金は、
二	番	諸君の取扱は、 諸君の取扱は、 諸君の取扱は、

村	長	五ヶ年間の追加の話し合ひが全部ではおかないと事である。
一五	番	辨務資金の補助、簡易水道と村計画の上水道との関連は、
村	長	普通向、妻をもちが条件は付かない、公式にどうして受けるの事は受けておいて、所をこわい。
一七	番	村の計画と切換さる所をわか。
村	長	それだけ何時でも出来るやうに考へて置く。
一七	番	同じ簡易水道で辨務資金の受と、普通政府補助金と村と同日同一で取扱うか。
村	長	政府の場合日割と、辨務資金の場合日打切りである。
一七	番	政府補助の場合日村負担がかつたか。
村	長	かい部落負担である。
一七	番	野村の認識を受けた、辨務者は何名か、
桑江	長	現在認識を受けた者が四八名であります。
議	長	大体質問が終つたようですが、質疑を打切り、討論に入りたいと思つて、おつかひです。
		異議をいふ方がありません。
		御異議がなかつて、質疑を打切り、討論に入ります。
		本来は御異議ありませんか。
		全員、異議なしと呼ぶか。
		では御異議がなかつて、全会一致で議案第十号、一九六三年度、野村村歳入歳出追加更正予算も、原案通り可決、採決致しますか。
		採決致しますか。

<p>議 長 那覇 三千場合、設計を以てあると、現在の算額はどうか、日本の 価格を基準として、それをドルに換算して、東京、那覇引渡し等を 検討の結果はどうか</p>	<p>一 番 最初の内札の場合、皆様方の検討研究した額はどうか。 七〇〇円位、設計と、落札との額は判明ならば、約七〇〇円位はあ らと思う。設計が四百円の場合、その額は、その当時のものであり 現在との差があるかと、現在にいたるかはどうか</p>	<p>八 番 議決がなければならぬが、既に発注してあるが、その差異が生じた 場合の出来、その業者信用の良はどうか</p>	<p>村 長 南栄公社の者が、之會で、現金も公社から受けるという事になる 品物を受ける取場合も、検査を受けてから取るようにしよう</p>	<p>一五 番 契約書の内容の良はどうか 議 長 暫休致意です(午後三時五十分)</p>	<p>二二 番 御異議があるか、時間延長と審議するに致します 大いなお方は、発注とあると、後日議会の議決の件は、大札の が法はどうか、</p>
--	---	--	--	--	---

桑生課長	一紙札でメリカが指定されたところを少し指定的にあたる
二 番	入札口最底が又はとう地うと定
桑生課長	額は最底である
三 番	落札人の期入の状況は如何
桑生課長	その裏にはメリカはい
四 番	改訂入札額をメリカのカタログでやった方が
桑生課長	物価表によつて又二、一月の分である
五 番	議会の同意出来ぬ場合廿契約が出来ぬ事におそひまが、
村 長	改契約の形で今度の場合その通知はとあまが、
六 番	口頭で話とあまが、
桑生課長	最初廿四五日とあつたが、一日も早く完成させよ意味であつたが、
七 番	大目日したさい首を話たら九日にとあつたの話しもあつたが、
八 番	仲間の七日に定めた、軍の命令は着工等あまが、政府の場合等も落れ後三日以内村の場合廿七日である
九 番	契約と相手方の着工と申運するが、今まで遅延はあつておる
村 長	臨時議会で同時にしなつたことは有英会の発止、予算の追加
一五 番	の裏で今日提出した
町 役	条件に議会の議決を得て改契約をする事におつてあまが如何 改契約を結んで議会の議決を経て本契約に変更と、しつれ裏面とは

損害賠償の点がある

一五 番 資材の発注で工事着手ですが水道公社との水の販売契約は
どうかそわまか

村 長 今理事会で検討をお願いしますが出来たら議会にお諮りした
いと思っております

議 長 暫休致します(午後四時三十分)

議 長 会議を開きます(午後四時四十分)

一七 番 給水の時期と工事開始の時期について伺う

資材の発注入酒が五月三日頃にかまと思つて

は着てます 早いものは今日二四日日本から沖縄向けに発送される

御録音が来るまで考えれば六月中旬以降には給水可
能と思つて

議 長 質疑打ち切りがあります 御異議ありませんか

異議なしと呼びか

御異議がなければ質疑を打ち切り討論に入ります

ハ 番 これだけ取扱の条例に及ぶと許しがたい問題であると思つたが
実際取扱った問題でしかるべきかと 今おは出来た条例通り
進めようといふ 本業に賛成致します

議 長 変更した意見はありますか

変更御意見がございませんので討論を打ち切り表決に付します

本業は並村自治会第七五條第三項並に宜野湾村議会の議決又は選
挙人の投票に付する財産管理物件又は議会の議決に付する契約に關
する條例第六條第三項第三号の規定により特別議決が必要であり
ますのでその旨も含めて表決致します

本業に御異議ありませんか

全員異議なしと呼びか

御異議がございませんので全会一致で議案第十号水道資材供給契約
を結ぶことに付して原案通り可決を宣告致します

宜野湾
村議会
議長印

宜野湾
村議会
議長印

議 長	日権兼之助同第1号 都市計画の指定を受けらるるに付ての上提 致しませう
〃	書記をして朗読せしめます
〃	提案者の説明を願います
村 長	兼のりがわがら 都市計画に付ては皆様がごらうも要望がりました し書類が出来上つておりますので提出したいと思つておりますので 今議合に提出致しました
議 長	暫休願致します(午後四時五十分)
〃	会議を開きます(午後五時九分)
〃	本業に付て質疑を願います
一七 番	指定地域の認可に付ての見直しはどうか
桑江課長	三週間は認可にござらぬと思つ
一八 番	全村 指定地域の認可を受けようか
桑江課長	宜野湾村が都市計画する指定でありませうが 全村であります 事業をする場合は地域である
一九 番	官公署 指定地と建築基準法との相違はどうか
桑江課長	事業は未だ施行してない 指定地域を受けるときであります
二〇 番	指定地域を受け 利益損と失はどうか
桑江課長	都市計画と関連する法がありませうが、その他は、その法令も参考 其次資料にと添付してあるが、それが正確なものでない
〃	指定地域を受け 自分らには建築は出来ないとはい せぬ面、火災等の場合は利益と失があると思つ

村 長 自信はどの程度分りませんが、出来はと思つておられます。市昇格の準備をするためにもこれをするべきであらうと思つて。市町村会税については

嘉善町村で二回だけ話し合を持たせたい分り分らない

合流がある中、その計画は進めたい。佐賀登録の人口は未だ不明らしいが、数字は山と云ひながら、三ヶ月後であります

一七 番 郡討法が出来た場合、それに関連する法令がどうなるか、建築基準法の場合、農村地域はどうか

建築基準法の場合、農村地域はどうか

一七 番 普天向の場合、畜舎のありか、無条件に撤去出来るかどうか、指定を受けなくても衛生法の適用を受けなければ出来ないと

議 長 大体質問も終つたようです、おら質疑を打ち切り、討論に入りたいと思つて、この場です、この場です

一三 番 御異議のぶつた中で質疑を打ち切り、討論に入ります

市昇格をしたいと云ふのは、市長が先論であり、村長もその意を思つて、市に昇格するにても、郡討法の指定を受けなければ出来ないと、大山附近、一平線沿ひでは、未だ発展の余地もあつたら、農業は、

御意です、市に賛成であります

議 長 唯今度来に賛成の御意見が、ありまして、市に御異議が、あるか、

御異議のぶつた中で、全会一致で、議向第一号、郡討法の指定を受け

